



協造日報

www.jalc.or.jp

第463号

2012年10月10日

発行/一般社団法人日本造園建設業協会 (Japan Landscape Contractors Association) 創刊/昭和49年6月1日 〒113-0033 東京都文京区本郷2-17-17 井門本郷ビル2階 TEL03 (5684) 0011 FAX03 (5684) 0012

本号の主な内容

2、3面 特集 みんなで取り組む建設業の保険加入
4面 【学会の目・眼・芽】第39回 小木曾 裕氏
社会貢献の学会活動に向けて
【緑滴】雑草を有食植物に変えよう
永島昌和

樹林

新宿御苑は、広さ約58ha、苑内には約500種の樹木・草本類、温室には約1700品種の熱帯・亜熱帯植物が育ち、イギリス式風景庭園を中心に東に整然としたフランス式庭園、西に回遊式の日本庭園を配し、大きく三つの様式で構成され、四季折々の変化に富み、国民公園として人々の憩いの場所となっています。

御苑の前身は、明治5年大蔵省が「内藤新宿試験場」を設け、明治12年から宮内庁の管轄となり、皇室のための作物を生産しつつ、近代日本の農業の発達を推進する「新宿植物御苑」として鴨池、養魚池、動物園等が造られ、皇室の御料地、農園として運営がなされてきました。



都市緑化キャンペーンでは、吉田おさむ副大臣らが花鉢配布を行った

平成24年度 都市緑化キャンペーン 10月は都市緑化月間

平成24年度「都市緑化月間」は、全国統一テーマ「ひろげよう 育てよう みどりの都市」をテーマに、10月1日から、国土交通省、自治体の主催、各府庁等の後援、日造協など緑化関係団体の協賛で行われている。

都市環境整備1725億円に 国土交通省関係予算概算要求

国土交通省は、平成25年度国土交通省関係予算概算要求概要を公表した。

10月1日には、日比谷公園の小音楽堂前で、緑化関連18団体で組織する都市緑化推進運動協力が主催し、都市緑化キャンペーンを開催。吉田おさむ国土交通副大臣をはじめ、日本さ

くら女王、さくらプリンスも参加し、来場者PR、花鉢の配布などを行なった。なお、10月26日には、日比谷公会堂で、「ひろげよう 育てよう みどりの都市」全国大会が開かれ、都市緑化功労者表彰など、各表彰、講演などが行われる。

素まわりの計画に基づき取り組み等を掲げている。低炭素まわりの計画では、屋上緑化など、省エネルギー性能等に優れた質の高い建築物の整備に対する支援、計画に位置づけられる公園・緑地の整備などを

支援。支援対象となる都市公園事業の面積要件の拡充等を行う。未利用・再生可能エネルギーの利用に向けた支援では、公園、街路から発生する植物廃材を活用するため、導入に関するガイドライン等を作成する。

農のあるまちづくりの推進では、都市の貴重なオープンスペースとして、都市農地の保全・活用を図るため、未利用地の市民農園等の暫定的利用、地域による屋敷林の保全・管理、ワイクショップによる農地の公園化計画の策定などを推進。そのほか、都市安全確保促進事業、環境共生型都市開発の海外展開等を進めることとしている。

新宿御苑と皇室ゆかりの伝統行事

日造協業務執行理事・株昭造園代表取締役社長 卯之原昇



ルサイエ園芸教授アンリ・マルチネーの設計により明治39年に完成し、明治時代の東京における造園史を語るうえでは日比谷公園と共に重要な庭園です。

御苑には早くからヒマヤサギ、ユリノキ、プラタナス等多くの外国産樹木が植えられ、明治40年頃から御苑内のプラタナス、ユリノキ、イチヨウ等のから挿し木、種子の採取が行われ、明治43年頃からは都内各所に街路樹として植えられ、絵画館前のイチヨウ並木、迎賓館周辺のユリノキ等の多くは御苑生まれで樹齢100年以上経っています。

明治元年、菊が皇室の紋章と定められ、明治11年に皇室を中心とした菊を鑑賞する「菊花拝観」が赤坂の仮皇居で初めて開催されました。明治13年には「観菊会」と名称が変更され、明治22年まで赤坂仮皇居、昭和3年まで赤坂離宮で開催され、昭和4年から新宿御苑で開催されるようになりました。

昭和21年11月3日の新憲法で新宿御苑、皇居外苑、京都御所が国民公園となり、観菊会は、国民公園協会新宿御苑となった昭和24年から一般に公開され、昭和46年には厚生省から環境庁に移管、環境大臣主催の「菊を見る会」と名称を変え、現在に至っています。

御苑では菊の栽培が明治38年から行われ、鑑賞のための展示は昭和4年から始まり、現在も約500品種、2500株の菊が栽培され、今でも伝統技術を守りながら新しい手法も取り入れて人工交配による品種改良が行われています。多くの展示菊が栽培される中で、一番手間が掛るのが大菊の大作りで、1本の株から何百という花を咲かせるため、発育旺盛な品種を用い、7回の芽摘みを繰り返して、最終的には450から550輪花の花数に育てられます。

菊花壇展は、毎年11月1日から15日まで開催され、日本庭園園路沿いに、木軸上屋と竹軸上屋と呼ばれる2種類の上屋が7棟設けられます。昔から上屋造りは植木屋の熟練した職人が技と工夫を凝らし、現在の伝統的な上屋の形が出来たと思われま

最近では、造園の伝統的技術・技能を発揮できる仕事が減り、職人の腕の見せ場が少なくなっています。技を受け継いでも使える仕事(場)が無くては人材ももたせません。厳しい今こそ、新技術の中にも伝統技術を取り入れた仕事(場)を増やせるように造園業界が一体となった取り組み、素晴らしい技を後世に引き継いでいきたいと思

明治35年から庭園の改造が始まり、日本庭園は福羽逸人、西洋式庭園はベ

明治初期から皇室の庭として使われており、大正6年から「観桜会」、昭和22年まで赤坂仮皇居、昭和3年まで赤坂離宮で開催され、昭和4年から新

御苑では菊の栽培が明治38年から行われ、鑑賞のための展示は昭和4年から始まり、現在も約500品種、2500株の菊が栽培され、今でも伝統技術を守りながら新しい手法も取り入れて人工交配による品種改良が行われています。多くの展示菊が栽培される中で、一

御苑では菊の栽培が明治38年から行われ、鑑賞のための展示は昭和4年から始まり、現在も約500品種、2500株の菊が栽培され、今でも伝統技術を守りながら新しい手法も取り入れて人工交配による品種改良が行われています。多くの展示菊が栽培される中で、一

御苑では菊の栽培が明治38年から行われ、鑑賞のための展示は昭和4年から始まり、現在も約500品種、2500株の菊が栽培され、今でも伝統技術を守りながら新しい手法も取り入れて人工交配による品種改良が行われています。多くの展示菊が栽培される中で、一

御苑では菊の栽培が明治38年から行われ、鑑賞のための展示は昭和4年から始まり、現在も約500品種、2500株の菊が栽培され、今でも伝統技術を守りながら新しい手法も取り入れて人工交配による品種改良が行われています。多くの展示菊が栽培される中で、一

御苑では菊の栽培が明治38年から行われ、鑑賞のための展示は昭和4年から始まり、現在も約500品種、2500株の菊が栽培され、今でも伝統技術を守りながら新しい手法も取り入れて人工交配による品種改良が行われています。多くの展示菊が栽培される中で、一

10月は加入促進強化月間です

建設業界の皆様へ 建退共への加入のおすすめ

福祉の増進と企業の振興のための国の退職金制度です
●17万建設事業所が加入、291万人の建設現場の労働者が退職金支給対象となっています。
●これまでに累計で209万件、1兆4千5百億円の退職金をお支払いしています。(平成24年7月末現在)
建設工事の第一線で働く優秀な人材確保にも寄与！
◎法律に基づき運営される国が作った制度
◎建退共加入は「経営事項審査」で加点評価
◎国からの財政上の支援(国の助成により掛金の一部が免除)
特長
◎掛金は全額非課税(損金または必要経費に算入できます)
◎複数の企業間を就業しても通算して退職金を支給
◎加入の手続きは簡単(各都道府県の建退共支部で加入)

こんなに有利!

掛金納付年数	掛金総額	退職金額
40年	312万円	563万円
35年	273万円	461万円
30年	234万円	372万円
25年	195万円	293万円
20年	156万円	221万円
15年	117万円	155万円
10年	78万円	94万円

※退職金額は、1年につき、310円(1日)×21日(1ヶ月)×12月(1年)の掛金を納めたときの金額です。
※1万円未満は、四捨五入しています。

建設業の保険加入 組みがスタートします～

建設市場整備課 労働資材対策室

我が国の建設投資額は、ピーク時(平成4年度)から平成23年度までの間に約50%も減少しましたが、大規模工事の元請となる特定建設業者は逆に14%増加しており、元請間の受注競争が激化しています。これに伴って、単価引下げ圧力が強まり、ダンピング受注が増加しています。そして、雇用、医療、年金保険(以下「社会保険等」という)に係る法定福利費を削った結果、建設産業においては、

保険未加入企業は、法定福利費という必要経費を負担しておらず、その分のコストがかからない結果、法律上の加入義務を果たしていないにもかかわらず競争上有利となっているため、加入を徹底させ、建設市場において健全な競争環境を構築することが急務です。また、未加入企業が存在により労働者にとって最低限の福利すら確保されず、技能労働者の処遇低下を招き、これが若年入職者の減少の一因となっていることから、加入を徹底させ、就業環境を改善させることにより、建設業の持続的発展に必要な人材確保を図ることが必要です。

事業所の形態	常用労働者の数	就労形態	労働保険		社会保険		事業主負担計(賃金等に対する比率)
			雇用保険	労災保険	医療保険(事業主負担には介護保険料を含む)	年金保険	
法人 約40万社	1人～	常用労働者	雇用保険 (事業主負担1.150%)	元請一括加入 (下請の事業主負担なし)	協会けんぽ、健康保険組合等※1 (事業主負担5.495%※2)	厚生年金※3 (事業主負担8.159%)	○3保険の負担 14.804%
	-	日雇労働者	日雇雇用保険 (事業主負担1.150%+日額48円～88円)	元請一括加入 (下請の事業主負担なし)	国民健康保険又は協会けんぽ(日雇特別被保険者)※1 (国保は事業主負担なし)	国民年金 (事業主負担なし)	○日雇労働者の負担 1.150%+日額48円～88円
	-	役員等	-	特別加入 (事業主負担あり)	協会けんぽ、健康保険組合等※1 (事業主負担5.495%※2)	厚生年金※3 (事業主負担8.159%)	○2保険+労災保険の負担 13.654%+労災保険料
個人事業主 約10万者	5人～	常用労働者	雇用保険 (事業主負担1.150%)	元請一括加入 (下請の事業主負担なし)	協会けんぽ、健康保険組合等※1 (事業主負担5.495%※2)	厚生年金※3 (事業主負担8.159%)	○3保険の負担 14.804%
	1人～4人	常用労働者	雇用保険 (事業主負担1.150%)	元請一括加入 (下請の事業主負担なし)	国民健康保険(事業主負担なし)	国民年金 (事業主負担なし)	○雇用保険の負担 1.150%
	-	日雇労働者	日雇雇用保険 (事業主負担1.150%+日額48円～88円)	元請一括加入 (下請の事業主負担なし)	国民健康保険又は協会けんぽ(日雇特別被保険者)※1 (国保は事業主負担なし)	国民年金 (事業主負担なし)	○日雇労働者の負担 1.150%+日額48円～88円
	-	事業主、一人親方	-	特別加入 (事業主負担あり)	国民健康保険(事業主負担なし)	国民年金 (事業主負担なし)	○労災保険料の負担

※1 健康保険の適用除外の承認を受けることにより、国民健康保険に加入する場合があります。(一部の国民健康保険組合については、事業主負担があるが、義務づけなし。)
 ※2 事業主負担は、協会けんぽ東京支部の平成23年度保険料率(介護保険2号被保険者保険料率を含む。)を例として記載。
 ※3 「厚生年金保険」は、児童手当拠出金を含む(厚生年金基金加入員を除く)。

図2 事業所の形態に応じた加入すべき公的保険

1. はじめに
 産業戦略会議が「建設産業の再生と発展のための方策2011」により未加入対策の必要性を提言するとともに、平成24年2月には「社会保険未加入対策の具体的な取組方策をとりまとめ(図1)略、さらに、平成24年7月には建設産業戦略会議が「建設産業の再生と発展のための方策2012」により未加入対策の更なる徹底に取り組みよう提言しました。



図3 各要因に対応した対策の実施

3. 保険未加入の主要因と取り組みの方向性
 建設産業において、保険未加入が広く存在しているのはなぜでしょうか。様々な要因が考えられますが、主な要因は次の通りです(図3)。

4. 総合的な対策の推進
 (1)行政・元請・下請一体となった保険加入の推進体制の構築
 保険未加入対策を着実に推進するためには、行政・元請・下請が一体となって継続的に取り組みを実施することが必要となることから、母体となる推進体制として、関係者(73団体)で構成する「社会保険未加入対策推進協議会」を、全国と地方ブロック単位で設置しています(図4)。

2. 未加入対策の対象となる保険と加入状況

(1) 加入すべき保険
 未加入対策の対象となる保険は、雇用保険、医療保険(健康保険、国民健康保険)、年金保険(厚生年金保険、国民年金保険)の3保険です。

加入すべき保険の種類は、事業所の形態や常用労働者の数などによって異なります(図2)。

雇用保険については、一人でも労働者を雇用すれば、原則、加入義務が生じます。医療保険については、常時5人以上の従業員を使用している個人事業主の場合及び常時(一人でも)従業員を使用している法人の場合は、全国健康保険協会が運営する健康保険(通称「協会けんぽ」)又は健康保険組合が運営する健康保険(通称「健康保険被保険者適用外承認を受けている場合はいわゆる建設国保の加入で可」、これらの事業所に当てはまらない場合は、就業者自身が国民健康保険に加入することが必要です。

表1 社会保険への加入割合

企業別	雇用保険	健康保険	厚生年金保険	3保険
企業別	94%	86%	86%	84%
労働者別	75%	60%	58%	57%

(注) 調査企業数: 約25,000社、調査労働者数: 約116,000者

表2 社会保険の属性別の加入状況

企業別の加入状況

元請、下請次別	元請(96%)	高次下請(3次: 66%)
事業所規模別	規模大(500~999人: 96%)	規模小(1~4人: 56%)
県別	地方部(鳥取97%、鳥取95%)	都市部(東京66%、千葉59%)
職種別(主なもの)	軽作業員(91%)、電工(92%)、運転手(92%)、土木一般世話役(90%)	鉄筋工(59%)、とび工(71%)、型わく工(71%)

労働者別の加入状況

元請、下請次別	元請(78%)	高次下請(3次: 44%)
事業所規模別	10~29人(61%)	1~4人(35%)、300~499人(37%)
県別	地方部(石川82%、鳥取82%)	都市部(東京27%、千葉32%)
職種別(主なもの)	電工(89%)、運転手特殊(78%)、土木一般世話役(84%)	鉄筋工(34%)、とび工(38%)、型わく工(33%)、交通誘導員B(18%)
給与形態別	月給制(約94%)	日給制(日給月給制含む)(44%)
年齢	30~59歳(60~65%)	24歳以下、60歳以上(約50%)
経験年数別	10~39年(60~65%)	4年以下、45年以上(30~40%)
職階別	職長(73%)	指導者以外(53%)

(注) ()内は3保険とも加入している場合

(2) 取り組みの方向性
 (1)のように、保険未加入の要因は、行政、元請、下請さらには労働者のそれぞれに存在していることから、未加入対策を進めるには、まず、関係者が一体となつて総合的に取り組むことが必要です。未加入対策の気運を高める意味もあつて、関係者が一体となつた推進体制「社会保険未加入対策推進協議会」が設置されました。

(2) 行政による制度的チェック・指導
 建設業の許可・更新の申請時に提出すべき添付書類に、保険加入状況を記載した書面が追加されました(平成24年5月改正、同年11月施行)。未加入企業には加入指導が行われ、加入した旨の報告をしなければなりません。それ以外にも未加入の場合は厚生労働省の保険担当部局に通報が行われ、加入指導や法令に基づく職権適用(強制加入)が行われるほか、建設業許可部局においても監督処分

に、公共発注者においては、ダンピング対策の徹底を図っていきます。

また、元請企業については、下請の保険加入状況を「知り得る」、「指導責任がある」立場であることを明確化し、その指導により保険加入を徹底していきます。

下請企業については、雇用する労働者への周知啓発、事務負担の軽減を図りつつ、保険加入を徹底していきます。

そして、保険加入の原資となる法定福利費が加入義務のある下請企業等において適切に確保されるようにするための対策についても並行して講じていきます。

